

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会（第24回）議事概要

平成22年10月4日実施（札幌地域委員会庶務）

1 日時 10月4日午前10時00分（午前10時30分閉会）

2 場所 札幌高等裁判所5階大会議室

3 出席者

（委員）市川茂樹（弁護士），宇井稔（地検検事正），齋藤隆（地裁所長）  
長井敬子（元人権擁護委員），松久三四彦（大学教授）

（庶務）末神札幌高裁総務課長，堤札幌高裁総務課課長補佐

（説明者）鈴木札幌高裁事務局長

4 議題

（1）報告

（2）委員長選任

（3）協議

平成23年2月から9月までの間の再任（判事任命）候補者に関する情報  
収集の在り方について

5 議事

（1）報告

庶務から，次の事項がそれぞれ報告された。

ア 吉田博視委員の後任者として宇井稔委員が，梅津和宏委員の後任者として齋藤隆委員が各任命されたこと。

イ 4月14日に開催された第23回札幌地域委員会の議事概要が確定したこと。

ウ 前回の当地域委員会開催日以降に開催された，平成22年8月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者についての「裁判官指名候補者名簿」が当地域委員会に参考送付されたこと。

エ 平成22年10月から平成23年1月までの間の再任（判事任命）候補者のうち1人の候補者に関して，弁護士から1件の情報提供があったところ，当該弁護士から直接最高裁判所に対しても同一の情報提供がなされていたことから，当地域委員会から指名諮問委員会に対して別途情報提供する必要がなかったこと。

(2) 委員長選任

委員長を互選した結果，齋藤委員を委員長に選任した。

(3) 協議

庶務から，平成23年2月から9月までの間の裁判官指名候補者について，9月13日付けで送付のあった指名候補者の名簿等が提示され，情報収集に関する指名諮問委員会からの指示内容が報告された。

また，弁護士会長への周知依頼文書における，弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめること及び段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない旨の申し添え部分につき，指名諮問委員会に対して，将来的な削除の検討を伝えたところ，指名諮問委員会において，弁護士からの情報については，今後とも，弁護士会経由ではなく，地域委員会に直接提供されるよう，弁護士会に対して働きかけていく必要があるとされたことが併せて報告された。

協議の結果，

ア 当地域委員会に関する再任（判事任命）候補者についての情報収集については，指名候補者が所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会の長宛てに，審議資料として示された周知依頼文案（審議資料1から4まで）の書面を送付して，情報の提供を依頼することとされた。また，札幌地家裁に対応する周知先への周知依頼文案（審議資料1及び2）に添付する「裁判官指名候補者名簿」については，これまでと同様，配属部及び在職期間を付記することとされた。

イ 情報提供があった場合，各委員は庶務から連絡を受け，随時，閲覧することとなった。

ウ 提供された情報に関する補充調査の必要性の有無，調査方法及び委員会招集の要否については，委員長と委員長代理とが協議して決めること，また，提供された情報を閲覧した委員からの要請がある場合には委員会を招集することが確認された。

(4) 次回開催予定

第25回の札幌地域委員会を11月11日(木)午前10時00分に開催することが確認された。

平成 22 年 10 月 日

札幌地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁に対応する裁判所所属の平成 23 年 2 月から 9 月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成 22 年 10 月 29 日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参する方法による。

(「裁判官指名候補者名簿(イメージ)」添付)

裁判官指名候補者名簿(イメージ)

任命予定官名	現官職又は所属弁護士会	氏名	期	備考
判事	地判事			H22.04.01～, 地刑事部

平成 22 年 10 月 日

札幌弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴会に対応する裁判所所属の平成 23 年 2 月から 9 月までの間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、指名諮問委員会の協議において、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーに配慮するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく、各弁護士が直接、情報を地域委員会に提供すべきであること、特に、段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成 22 年 10 月 29 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏

名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

**(「裁判官指名候補者名簿」添付省略)**

平成22年10月 日

旭川地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁に対応する裁判所所属の平成23年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成22年10月29日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参する方法による。

(「裁判官指名候補者名簿」添付省略)

平成 22 年 10 月 日

旭川弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会  
札幌地域委員会地域委員長

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴会に対応する裁判所所属の平成 23 年 2 月から 9 月までの間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、指名諮問委員会の協議において、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーに配慮するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく、各弁護士が直接、情報を地域委員会に提供すべきであること、特に、段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成 22 年 10 月 29 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏

名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

**(「裁判官指名候補者名簿」添付省略)**